



土地改良区の主導により集落の自主性を尊重した連携体制を構築



農地・水・環境保全組織笹川地区環境保全会（笹川土地改良区）（山形県鶴岡市）

- 本地域は、鶴岡市の南東部に位置する耕地であり、水源は月山から発する藤島川と今野川より自然取水している27箇所によって全地域に灌漑している。
- 地域の基幹産業は、農業であり、地域面積の6割以上が農地として利用されている。意欲的で先進的な農業者が多く、近年ではブランド米として全国的に人気の「つや姫」や「雪若丸」の誕生の地として知られている。近年は高齢化、人口減少、担い手不足等により農業を取り巻く状況は年々厳しくなっている。
- 平成19年度に管内の32集落が各集落単位で農地・水・環境保全向上対策事業（現多面的機能支払交付金事業）を開始した。各組織の設立時から笹川土地改良区が主導し、活動組織の事務も笹川土地改良区へ委託している。平成24度には32集落を1つにする広域化を実施し、農地・水・環境保全組織笹川地区環境保全会が設立された。令和3年度には新たに8集落が参加し、現在は40集落で活動している。

【地区概要】

- ・取組面積 2,624ha
(田 2,570ha、畑 54ha)
- ・資源量 水路642.0km、農道295.8km
ため池12箇所、
- ・主な構成員 農業者、自治会、老人会
婦人会、子供会、土地改良区等
- ・交付金 約202百万円(R4)

農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化)

活動開始前の状況

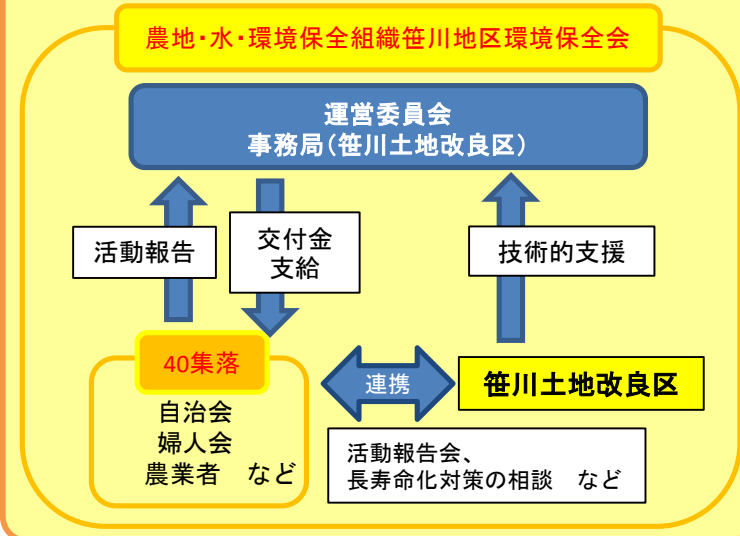
- 農業者の高齢化などにより地域資源の保安全管理が困難となっていたことから、平成19年度より開始される農地・水・環境保全向上対策事業の実施が検討されていたが、複雑な事務処理を担う人材がないことがネックとなっていた。
- このため、土地改良区役員の意向により、土地改良区で事務を受託することを前提に管内の集落を主導した。



本取組の対象地域

組織体制図や取組内容

- 事業実施に当たり、事前に土地改良区独自でモデル地区を選定し、活動計画の策定、規約、交付金の使途等の決定を行った。
- 管内の活動組織間の情報共有や士気向上を目的に、土地改良区が中心となり各集落の一年間の活動報告会を行っている。
- 土地改良区の総代が活動組織の役員となっている。



取組の効果

- 独自にモデル地区を選定し、活動の手順を示したことで、具体的な活動内容を把握でき、事業へ参加することへのハードルを低くすることができた。
- 活動組織内での活動報告会の実施により、各集落間で相乗効果が生まれ、構成員のモチベーションが向上している。
- 土地改良区の総代が活動組織の役員となることで、水路や農道の補修工事や施設の長寿命化工事への対応が迅速に行えている。
- 土地改良区が事務を受託することにより、非農家の方が土地改良区へ出向く機会が多くなり、地域内での土地改良区の認知度も向上し、住民からの信頼度が増し、日々の業務が効率的に進むようになった。



きっかけ(H18)

平成18年度のモデル事業が開始される際に、土地改良区独自でモデル地区を選定し、笹川地区内でモデル事業を実施することが決定した。

Step1 (H18.1~)

事業説明会

- 土地改良区の総代、管内の各集落の役員を対象に、多面支払事業の制度についての説明を実施。

Step2 (H18.2~)

意向調査

- 事業説明会の参加者を対象に事業参加への意向調査を実施。

モデル地区の選定

事業に参加意向のある地区の中からモデル地区を選定し、各地区の参考とした。

会計処理を担う人材がいなしとの意見が多数あった。

独自の取組

- 土地改良区が任意の集落を選定し、1年間の活動報告会を実施している。他の集落の活動内容や工夫している点を知ることができ、活動組織全体の意識向上につながっている。



主導のポイント

- 会計処理等を担う人材がいなしとの意見がでた際に、土地改良区で事務を担うことを前提に進めることで参加の同意を得た。
- 全ての活動を土地改良区が主導するのではなく、日々の活動（草刈り、泥上げ）や総会などは各集落に任せることで集落の自主性、個性を尊重することができ、特に反対意見なく進んでいる。
- 土地改良区の管内で独自にモデル地区を選定し、実験的に計画策定から行うことで他の集落の参考となり、事業参加へのハードルを下げることもできた。

土地改良区のメリット

- 土地改良区が会計事務作業を受託することで非農家に対して土地改良区の認知度を向上させることができた。
- 会計処理を担うことで地域住民からの信頼度が増した。
- 認知度や信頼度が向上することで、土地改良区が行う業務に対して地域住民の理解が得やすくなった。
- 受益地内の施設管理が効率的に行えるようになった。

Step3 (H18.11~)

モデル地区計画書作成

- 規約、年度計画の策定
- 交付金の使用方法
- 対象農用地の範囲等

Step4 (H19.1)

事業参加地区計画書作成

- 規約、年度計画の策定
- 交付金の使用方法
- 対象農用地の範囲等

今後の展望

- 農業者を含む地域住民の高齢化、減少が今後も進むことが予想され、集落ごとで活動を実施することが困難となった場合のために、草刈りや簡易な土木工事を請け負う団体を組織内で構築することを検討している。

Step6 (H19.3)

設立総会

- 規則、内規、事業計画の決定
- 交付金配分方法の決定
- 対象農用地の決定
- 参加同意の最終決定

Step5 (H19.3)

活動説明会

- 規則、内規、事業計画案の提示
- 交付金配分方法の提示
- 対象農用地の提示
- 参加同意の最終提示
- 実施手続の説明